

第6章 実現化方策の検討

6-1. 実現化へ向けた基本的な考え方

まちづくりは、長期的な展望を見据えて継続していくことが重要なことから、本都市計画マスタープランの実現化に向けた基本的な考え方は、段階を踏まえて進めていくまちづくりの方向性を示します。

6-1-1. 土地利用区分ごとの実現化の考え方

(1) 住宅系土地利用

住宅市街地ゾーン

《整備・保全の方針》

都市基盤が不足している既存の住宅市街地の整備改善を図ります。

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	不足している公共施設（道路、公園等）の確保、土地利用や建築の方針を定めます。
第2段階	建築物の建て替え時期等に合わせて、公共施設の確保、土地の整序及び街並みづくりなど住環境の維持・向上を誘導します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	地区の将来像、土地・建物利用の規制・誘導等の地区のルールを地域住民と協働で定めます。 ・必要な公共施設の位置 ・土地の整序や敷地規模の維持、街並みづくりに向けた土地利用や建物等の規制、誘導	地区計画、建築協定などの策定
第2段階	確保された公共施設用地における公共施設を整備します。	道路事業、公園事業 土地区画整理事業（市街地改善型）
	建築物の建て替えなどに合わせて、住環境の維持・向上に継続して努めます。	地区計画、建築協定、景観法・条例などによる誘導

低密度住宅ゾーン

《整備・保全の方針》

良好な住環境の維持と質的な向上を図ります。

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	公共施設の維持管理や土地利用、建築行為の方針を定めます。
第2段階	建築物の建て替え時期等に合わせて、住環境の維持・向上を誘導します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	地域住民や民間団体などによる街路樹、公園などの維持管理を推進します。	地域住民、ボランティア、NPOなどの活動を支援
第2段階	住環境の維持、向上に向けて、土地利用、建物等の建て方等の規制、誘導に努めます。	地区計画、建築協定、景観法・条例などによる誘導

環境共生住宅ゾーン

《整備・保全の方針》

新たに整備される住宅地は、計画的な整備と自然環境の保全や街並みづくりなど住環境の維持、向上にも配慮した住宅地の土地利用を誘導します。

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	用途地域外においては、住宅地を誘導する区域と農地等の保全を図る区域の明確な区分を行います。
第2段階	住宅地を誘導する区域において、都市施設や宅地などの都市基盤づくりを促進します。
第3段階	建築の促進と住環境の維持、向上を計画的に誘導します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	権利者、関係者の合意形成と地区の整備計画の策定を住民との協働により推進します。 ・地権者や住民などの合意形成 ・農政関係機関との調整 ・事業計画の策定と用途地域の設定	地区の整備計画の策定 都市計画区域及び用途地域の見直し、編入
第2段階	宅地及び基盤整備等を実施します。	開発行為 土地区画整理事業（新市街地整備型） など
第3段階	住環境の維持、向上に向けて、土地利用、建物等の建て方等の規制、誘導に努めます。	地区計画、建築協定、景観法・条例などによる誘導

地域の特色ある住宅ゾーン、集落居住ゾーン

《整備・保全の方針》

生活基盤が不足している既存の集落地の整備改善を図ります。

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	公共施設が不足している集落地においては、生活道路や歩道、排水施設等の公共施設の整備と改善を図ります。
第2段階	良好な集落環境の維持と農地等の保全を図り、田園または山間地の集落景観づくりを誘導します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	生活道路や歩道、排水施設等の整備、改善を進めます。	道路事業 浄化槽の設置
第2段階	集落の住環境の維持、向上に向けた土地利用、建物等の建て方などの規制、誘導を行います。	集落地区計画、地区計画・建築協定、景観法・条例などによる規制誘導
	水田、畑地の維持保全を図ります。（農政関係機関の所管事業が基本） 森林等の自然環境の維持保全を図ります。	各種の農業基盤整備事業 農業振興に資する事業、助成制度 都市計画法または農業振興地域整備法等に基づく、農地及び自然環境保全に関する地域、地区の指定

(2) 商業系土地利用

中心商業業務ゾーン

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	中心市街地の活性化に向けた基本方針を定めます。
第2段階	活性化の基本方針に基づき、ハード・ソフトの各種事業を展開します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	中心市街地の将来像と活性化へ向けた整備方策等の計画の策定を商業者・住民との協働により推進します。	中心市街地活性化基本計画の策定
第2段階	ハード事業を展開します。 ・道路、広場等の公共施設等の整備、改善 ・電線の地中化、歩道のユニバーサルデザイン化 ・中心市街地活性化を目的とした集客性の高い施設の整備 など 共同店舗・共同住宅などの建物の建設	土地区画整理事業（市街地改善型）、市街地再開発事業による都市基盤、建築物の整備 街路事業、まちづくり交付金及び各種活性化事業の助成等による道路・歩道・広場等の整備
	ソフト事業を展開します。 ・商店街の街並みづくりに向けて、土地利用、建物等の用途、建て方などの規制、誘導 ・空き店舗の有効活用（空き店舗の解消）	地区計画、建築協定、景観法・条例などによる規制、誘導 各種活性化事業の助成等の活用

沿道型商業業務ゾーン

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	幹線道路沿道の商業業務地としての位置づけを明確化します。 幹線道路沿道の土地利用や誘致施設・店舗等の種類や建て方などの詳細な規制誘導の内容を定めます。
第2段階	主要幹線道路周辺等の面的に商業業務施設を誘導する区域において、都市施設や宅地などの都市基盤づくりを促進します。
第3段階	沿道商業業務地の土地利用や建築の方針に見合った店舗・事業所・集客施設などの建築を計画的に誘導します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	商業業務地の規制・誘導の方策を推進します。 ・土地利用、誘致施設・店舗等の種類・業種、建物等の建て方などの規制、誘導	用途地域及び特別用途地域の指定 条例、協定等の制定
第2段階	ハード事業を展開します。 ・幹線道路の整備、改修などと併せた沿道宅地の整備 ・新たな道路整備による周辺地区の面的な開発、整備事業の実施	街路事業、まちづくり交付金等による道路・歩道等の整備 開発行為、土地区画整理事業（新市街地整備型）等の面的整備事業
第3段階	ソフト事業を展開します。 ・出店企業、事業者の誘致 ・沿道景観づくりの誘導	地区計画、沿道地区計画、建築協定、景観法・条例などによる規制、誘導

地域生活商業ゾーン

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	生活道路や歩道、店舗等の生活利便施設や集客施設等の公共施設の整備と改善を図ります。
第2段階	地域個性を活かした街並みづくりを図ります。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	生活道路や歩道、施設のバリアフリー化等の整備、改善を必要に応じて取り組みます。	道路事業
第2段階	地域固有の街並みづくりに向けた土地利用、建物等の建て方などの規制、誘導を行います。	地区計画・建築協定、景観法・条例などによる規制誘導

(3) 工業地系土地利用

産業業務ゾーン

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	工業業務地は新たな広域的交通の条件を検討し、都市施設や宅地などの都市基盤づくりを促進する。 都市基盤づくりと同時に、進出企業の誘致を行います。
第2段階	各々の地区の土地利用や用途・業種に見合った工場・事業所施設などの建築を計画的に誘導します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	工業業務地の規制・誘導の方策を進めます。 ・土地利用、誘致企業の業種、建物等の建て方、緑地確保などの規制、誘導	用途地域及び特別用途地域の指定 地区計画・建築協定、緑地協定、景観法・条例などによる規制誘導
第2段階	ハード事業を展開します。 ・面的な開発、整備事業の実施	開発行為、土地区画整理事業（大規模街区整備型）等の面的整備事業

(4) 複合土地利用

商・工複合ゾーン

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	都市施設や宅地などの都市基盤づくりを促進します。 都市基盤づくりと同時に、進出企業・事業者の誘致を行う。
第2段階	土地利用や建築の方針に見合った店舗・事業所・工業施設・集客施設などの建築を計画的に誘導します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	商業・工業等の施設立地に関する規制・誘導の方策を推進します。 ・土地利用、誘致施設・店舗・工場・事業所等の種類・業種、建物等の建て方などの規制、誘導	用途地域及び特別用途地域の指定 地区計画・建築協定、緑地協定、景観法・条例などによる規制誘導
第2段階	ハード事業を展開します。 ・面的な開発、整備事業の実施 ・建築活動と一体となった計画的な街並みづくりの誘導	開発行為、土地区画整理事業（大規模街区整備型）等の面的整備事業

(5) 自然環境保全・活用ゾーン

山林保全活用ゾーン、水辺活用ゾーン

《段階的な実現化の考え方》

第1段階	山林、樹林地などの自然環境の維持保全のため、土地利用規制や開発抑制を行います。
第2段階	住民参加、ボランティア等による自然環境の維持保全の方策を検討・実行します。

《想定される実現化の方策》

	事業等の展開の方針	想定される事業方策
第1段階	土地利用の規制、開発の抑制を図ります。	各種の自然・森林等の保全に関する地域、地区の指定 条例、協定等の制定
第2段階	住民参加等による自然環境の維持保全の組織、仕組みづくりとその実行を行います。	地域住民、ボランティア、NPOなどによる維持活動の支援

6-1-2.交通施設整備の実現化の考え方

(1) 道路

各種道路の整備の実現化の考え方は、次のとおりです。

道路種別	路線名称等	整備の方針
広域幹線道路	三陸縦貫自動車道	(仮)登米 I.C へのアクセス道路の整備について、I.C 整備時期に合わせた整備を促進します。
	みやぎ県北高速幹線道路	第2期工事の早期の着手を関係機関に要望します。
幹線道路	内環状道路	内環状線は、市街地内の渋滞抑制を図るとともに、中心市街地の外郭を形成する重要な路線であることから、早期整備を推進します。 整備は、街路事業や土地区画整理事業と一体となった整備など、各地区の市街地の状況に応じて手法を選択します。
	南北幹線道路 放射幹線道路	主に現道を位置づけていることから、各々の道路の問題点を踏まえ、幅員の拡幅、歩道の設置及び改善、右折レーン設置等の交差点改良等を必要に応じて行う、または、関係機関へ要望します。
補助幹線道路	外環状道路 補助幹線道路	主に現道を位置づけていることから、各々の道路の問題点を踏まえ、幅員の拡幅、歩道の設置及び改善、右折レーン設置等の交差点改良等を必要に応じて取り組みます。
橋梁部		各道路整備に伴った橋梁の改修、または新設整備を道路管理者と協議の上、促進します。
地域内道路	生活道路	適正な維持管理に努めるとともに、問題箇所について、必要な整備、改修を進めます。 新たな市街地においては、土地区画整理事業等と一体となった整備を努めます。
	歩道	道路管理者と協議の上、幹線道路の整備、改修と合わせて進めます。

(2) 公共交通機関

鉄道利用の利便性の向上を図るための施設の整備、改善を鉄道事業者に要望します。

駅周辺への駐車場・駐輪場の確保について、地域住民の協力のもとに進めます。

市民バスの運行の維持と利用促進に努めます。また、市民ニーズや利用状況を把握した上で、必要に応じて、運行本数・ルートの見直し検討を行います。

6-1-3.公園・緑地整備の実現化の考え方

都市計画決定された公園は全て整備済みであることから、今後は、地域住民やボランティアなどによる既設公園の維持管理体制の確立に努めます。

市街地における新規の都市公園は、土地区画整理事業などの面的整備に併せた整備を進めます。既存集落地域における公園は、空き地を活用し、集落地域内に確保することに努めます。

河川管理者との協議の下、長沼川沿いには親水公園の整備を促進します。

北上川及び旧北上川沿いには水辺を活かした水辺公園の設置などを河川管理者と進めます。

6-1-4.河川・下水道整備の実現化の考え方

河川管理者との協議の下、河川は、治水機能の維持・強化と親水性の高い水辺空間の整備に努めます。

下水道は、地区の状況に応じて、公共下水道整備事業、農業集落排水事業または浄化槽設置事業による整備を推進します。

6-1-5.景観形成の実現化の考え方

本市では、景観まちづくりを積極的に進めていくために、景観法⁵に基づく「景観行政団体⁶」となり、地域の特性に応じた街並み形成や眺望を守ることなど、さまざまな取り組みを独自に行っていくことを景観づくりの基本的な考え方とします。

このため、今後、景観行政団体としての「景観計画」を策定し、本市の景観まちづくりの方向を定めるとともに、市民・事業者との協働を図りながら景観まちづくりを進めます。

⁵ 景観法：平成16年6月制定。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定やその他の施策を総合的に講ずることを定めた、我が国で初めての景観についての総合的な法律。

⁶ 景観行政団体：、景観法に基づき、地域の特性に応じた景観づくりの取り組みなどの様々な施策を独自に行うことができる地方公共団体。本市では、今後、市民・事業者との協働を図りながら「景観計画」の策定を進め、この「景観計画」に基づく条例を制定することにより、景観づくりの適切な規制誘導を行う予定である。

(1) 自然景観

田園景観の保全

集落地区計画、地区計画、建築協定など、住民合意に基づく土地利用の規制・誘導を図ります。農政部局の施策との整合を図り、水田、畑地の保全や農業の振興に資する事業、助成等を有効活用していきます。

山林・山間部の景観、眺望景観

土地所有者及び住民等の合意に基づき、自然環境の維持保全活動を支援します。

眺望を遮る建築物・構造物等の高さの制限や景観を障害する土地利用転換などの抑制など、都市計画法・建築基準法及び景観条例等により、適切な規制・誘導を行います。

河川・湖沼の景観

伊豆沼、内沼、蕪栗沼は、ラムサール条約に基づく湖沼、湿地の環境保全を図ります。

長沼、平筒沼、鴉波洗堰・脇谷閘門周辺は、公園化による湖沼・河川の保全と水辺の有効活用を図ります。

(2) 水と緑の景観

水辺の景観の連続性

関係機関との連携によって、河川の水質の維持や河川敷の草木の手入れを行います。

市街地の水辺景観

市街地内を流れる長沼川は、河川改修事業等に伴い水辺景観を誘導します。
迫川は、河川管理者への環境維持、有効活用を要望していきます。

施設内の景観

行政施設等の主要な施設の建て替えや改修等においては、景観整備に配慮していきます。
社寺林・屋敷林等は、緑の資源の保全を関係権利者と協働で行います。

(3) 市街地の景観の形成

住宅市街地の景観

住宅市街地の景観は、地区計画、建築協定、景観法・景観条例など、住民合意に基づく規制・誘導によって景観づくりを進めます。

商業地の景観

中心市街地においては、中心市街地活性化法に基づく各種の事業の導入・助成制度を活用していきます。規制・誘導の具体的な例として、次のとおりイメージします。

中心市街地の景観形成のイメージ	建築物の形態、意匠、高さの統一 屋根の形態、色彩の統一 住宅地への生け垣の設置 商業地における低層部の商業用途の誘導(商店街の連続性の確保)、壁面後退、店舗の正面や外観の色彩・様式等の統一、看板・サインの規制・統一
-----------------	--

工業地の景観

工業施設周辺の緑化促進を企業等と協働で行います。
緑地協定等に基づく緑化の誘導についても併せて検討していきます。

歴史的景観

登米^{とよま}地域寺池地区の「みやぎの明治村」の景観は、地区計画、建築協定、景観法・景観条例など、住民合意に基づく規制・誘導を検討します。また、伝統的建造物群保存地区の指定や観光・文化・環境等の施策による維持保全についても併せて検討します。

駅周辺の景観

駅舎、駅前広場は、建て替えや改修等による景観整備への配慮を鉄道事業者との協働により、進めていきます。
駅周辺の建築物は、地区計画、建築協定、景観法・景観条例など、関係権利者等の合意に基づく規制・誘導を検討します。

(4) 道路の景観

幹線道路の景観

拠点となる市街地においては、シンボルロード整備や商店街の道路整備等を検討していきま

す。

街路事業等の整備に伴って植樹帯の設置、舗装等の工夫などを施します。道路の景観形成の具体的な例として、次のとおりイメージします。

道路（公共空間）の景観形成のイメージ	案内板、サインの統一 街路樹、植栽帯、プランターの設置 カラー舗装 街路灯のデザイン化 電線・電柱の地中化 モニュメント、彫刻等の景観材の設置及びライトアップ
--------------------	--

1.C 周辺、アクセス道路

街路事業等の整備に伴って植樹帯の設置、舗装等の工夫などを施します。

沿道街区においては、地区計画、建築協定、景観法・景観条例など、関係権利者等の合意に基づき、沿道土地利用用途や建築物の形態意匠等の規制・誘導を検討します。

6 - 2 . 都市計画決定へ向けた基本的な考え方

6-2-1.土地利用

(1) 都市計画区域・準都市計画区域の検討

本市の都市計画区域は、区域が連続していない6つの都市計画区域が存在しており、これまで各々の都市計画区域において独自の都市を形成しています。これら複数の都市計画区域が1つの市に存在することは可能であり、今後も現状の都市計画区域の指定エリアを基本として区域設定を行うものとしします。

現況都市計画区域外には、幹線道路沿道などに大型店舗の出店が見られる区域等が一部存在しており、市全体の都市計画を考え、都市計画区域の見直しを適切に行い、「開発する区域」での開発促進と「保全する区域」での農地等の保全を都市計画法によって明確に定める必要があります。

都市計画区域を検討する主な区域として、次の区域を想定されます。

場所	状況等
迫都市計画区域の南端隣接地	一般県道米山迫線沿いなどには、大規模小売り店舗及び工場の進出がみられます。また、主要地方道古川佐沼線沿いには、新たに民間の大型ショッピングセンターが開店するなど、いずれも都市計画区域の縁辺部で都市化が進んでいます。
迫都市計画区域の北端隣接地	梅ノ木地区土地区画整理事業の北側に隣接しており、さらにその近傍には、みやぎ県北高速幹線道路のI.Cの整備計画があります。 都市化の圧力があるとともに、良好な広域交通を備える区域であり、無秩序な市街化拡大の抑制と計画的な地区整備の誘導が必要な区域です。
三陸縦貫自動車道(仮)登米 I.C 周辺区域	(仮)登米 I.C が供用されることによって、登米市の新たな広域交通の玄関口として、地域の活性化に資する土地利用が求められる区域です。 都市基盤整備を行い、計画的に土地利用を誘導していく必要がある一方で、本区域は優良な田園地帯の中に位置していることから、無秩序な開発が懸念される区域です。

《都市計画区域の要件》

市の中心市街地を含む区域

次のいずれかに該当する町村の中心市街地を含む区域

- 1) 人口が1万人以上で、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50パーセント以上であること
- 2) おおむね10年以内に上記に該当すると認められること
- 3) 中心市街地を形成している区域内の人口が3千人以上であること
- 4) 温泉その他の観光資源により多数の人が集まるため、良好な都市環境の形成を図る必要があること
- 5) 火災、震災その他の災害により相当数の建築物が滅失し、健全な復興を図る必要があること

首都圏整備法・近畿圏整備法・中部圏開発整備法による都市開発区域

新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発、保全する必要がある区域

《準都市計画区域の要件》

次の要件のすべてを満たす場合に、指定することができます。

都市計画区域外の土地であること

相当数の住居等の建築・敷地の造成等が現に行なわれ、または行なわれると見込まれること

そのまま放置すれば将来における都市としての整備開発保全に支障が生ずるおそれがあること

準都市計画区域の指定は都道府県が指定します。

準都市計画区域では次のような内容の規制が実施されます。

7種類の地域地区を必要に応じて定めることができます。具体的には「用途地域」「特別用途地区」「高度地区」「特定用途制限地域」「景観地区」「風致地区」「伝統的建造物群保存地区」を定めることができます。

開発許可制度が施行されます。この結果、開発面積が3,000平方メートルを超える宅地造成では知事（または市長）の許可が必要となります。

都市施設、市街地開発事業、促進区域、市街地開発事業等予定区域を定めることはできません。

(2) 地域地区

用途地域は、本都市計画マスタープランに位置づけた土地利用の方針や現況土地利用に配慮し、農政部局との調整を図りつつ、見直し検討を必要に応じて行っていきます。

6-2-2. 都市施設

(1) 交通施設

既決定の都市計画道路は、本都市計画マスタープランにおける道路機能の位置づけを踏まえ、既決の整備を促進します。

都市計画決定されていない環状道路やその他の幹線道路は、将来交通量を踏まえて新規の都市計画決定に向けて検討します。

都市計画決定されているが、計画決定後、数十年間事業の進展がない路線については、過大な公共投資を抑制する観点などから、代替路線の有無や住民ニーズ等を勘案の上、都市計画道路の廃止も視野に入れた見直し検討を適宜行います。

(2) 公園・緑地

新市街地においては、面的な整備事業の動向などを踏まえ、必要に応じて指定します。

既存市街地においては、既存の公園の位置、規模及び誘致圏の詳細な検討を踏まえ、必要に応じて設定します。

(3) 下水道

公共下水道区域は、公共下水道事業を今後とも推進します。また、新たな市街地の整備や人口集中の状況を踏まえ、必要に応じて公共下水道区域の見直し検討を行っていきます。

6-2-3.市街地開発事業

新市街地の開発・整備を行う地区は、原則として土地区画整理事業を施行します。

中心商業地の改善を行う区域は、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの手法を用いて都市基盤施設の整備と中心市街地活性化を目的とした建物の建築を併せて行うことを検討していきます。その際には、中心市街地内にある空き地、空き店舗等を種地として有効活用していくことに配慮します。

6-2-4.地区計画

市街地環境の保全または改善が必要な地区、地域特性に配慮したまちづくりを行う地区などには、地区計画制度を活用した土地、建物利用の規制誘導を行います。

地区計画のタイプと導入される地区の想定は、次のとおりです。

地区計画のタイプ	状況等	導入検討対象地区の想定
拠点形成型	都市拠点にふさわしい機能、施設の維持や集積、景観形成を図る地区	迫地域佐沼地区の中心市街地 中田・登米 ^{とよま} 地域、三陸縦貫自動車道(仮)登米 I.C 周辺 南方地域民間大型ショッピングセンター周辺
景観形成型	歴史的・文化的な建築物、街並み景観の保全を図る地区	登米 ^{とよま} 地域寺池地区 東和地域米川地区
商店街改善型	街路事業、基盤整備などを契機として、既存の商業地・商店街の活性化を図る地区	迫地域中心商業地 登米 ^{とよま} 地域国道 342 号沿道
沿道商業業務地整序型	幹線道路沿道に商業・業務系の施設の適切な誘導を図る地区	迫地域佐沼地区の幹線道路沿道 南方地域県道米山迫線沿道 南方地域(主)古川佐沼線沿道 中田地域国道 346 号沿道
住環境整備改善型	道路等の基盤整備が不十分なままに形成された主に密集市街地で、住環境・機能の確保・向上を図る地区	迫地域佐沼地区の中心市街地 石越地域石越駅周辺 登米 ^{とよま} 地域寺池地区
住環境保全型	計画的な開発・整備が行われ、既存の良好な住環境の保全を図る地区	迫地域萩洗地区 / 中江 4 丁目地区〔決定済み〕 迫地域東佐沼地区 / 大東地区 / 南佐沼地区 / 梅ノ木地区 中田地域加賀野地区 豊里地域上屋浦地区 / 新町地区 / 下町地区
宅地計画開発型	土地区画整理事業などの面的整備を行う市街地において、良好な土地利用、建築誘導等を行い、良好な環境の形成を図る地区	三陸縦貫自動車道(仮)登米 I.C 周辺、みやぎ県北高速幹線道路 I.C 周辺、登米 ^{とよま} 地域日根牛地区など今後、開発整備が行われる地区
集落環境整備保全型 (集落地区計画)	田園地域、山林地域に位置する集落地で、居住環境の維持及び向上を図る地区	米山地域・津山地域・東和地域米谷地区、南方地域の主要な集落地

6 - 3 . 協働による都市計画の実現

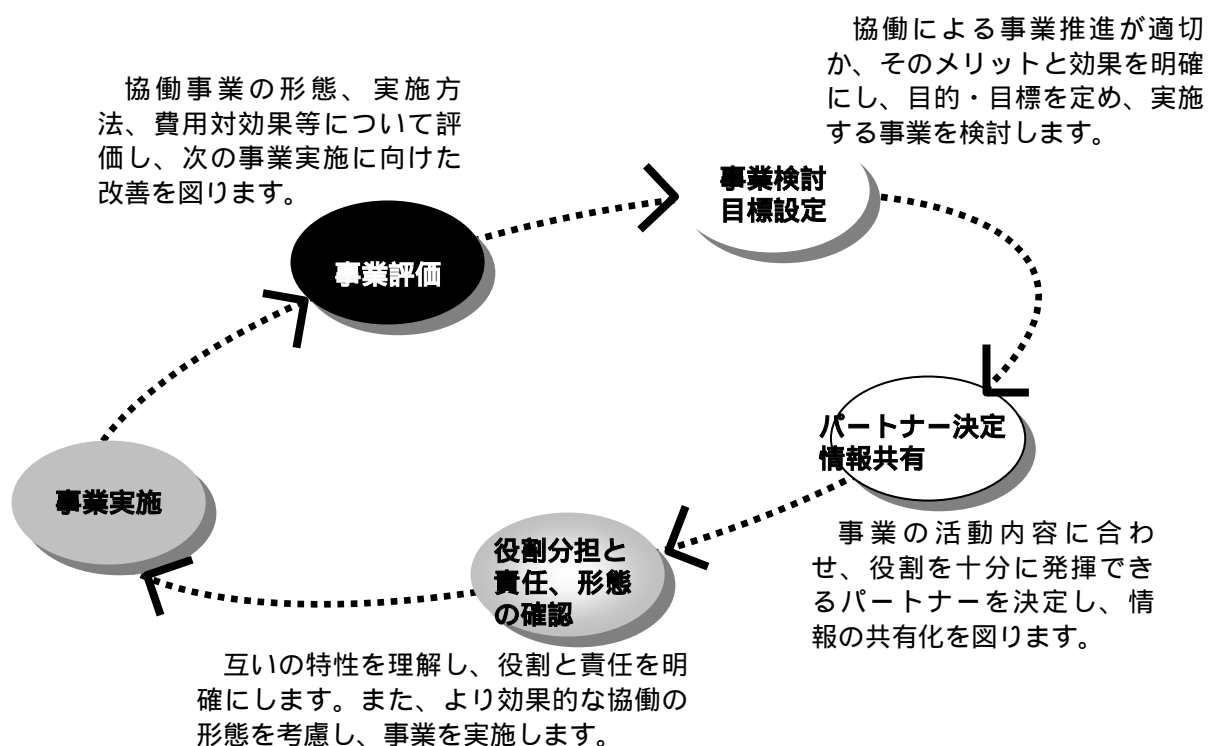
(1) 協働まちづくりの必要性

これからのまちづくりは、「自分たちの地域は自分たちの手で」と主体的に取り組み、そこに行政がパートナーとして関わることで、住民と行政がそれぞれの役割を果たし、協力し合いながら、より良いまちづくりを目指すことと言えます。

このような考え方を踏まえ、登米市では「登米市協働のまちづくり指針」を平成 19 年 5 月に策定しており、都市計画の実現に関しても「登米市協働のまちづくり指針」に基づいて進められます。

(2) 協働まちづくりのプロセス

協働によるまちづくりは、次のプロセスを基本に進めていき、「事業検討・目標設定」から「事業実施」「事業評価」まで、各段階に応じて協働の取り組みを進めます。



(3) 対象範囲に応じた協働

広域的な影響を持つ事項

都市計画区域や用途地域の見直し・拡大や周辺都市と連絡する幹線道路など、広域的な影響を持つ事項については、多様な立場の利害をより総合的な観点から調整を図る必要があることから、行政の主体性と責任が求められます。そのため、行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもとに、取り組みが進められます。

地域的なまちづくり

地区計画や市街地内の生活道路、公園など、地域的な事項については、地域住民の自主的なかわりが重要となります。そのため、まちづくりの主体となる地域住民によるまちづくりの組織・体制づくりや住民相互の意思疎通を図っていきます。

また、行政は、地域の自主的な活動への支援や全市的な観点からのまちづくりの方向性について各機関との調整に努めます。

(4) 都市計画制度の運用のわかりやすさと透明性の確保

都市計画制度を適切に運用していくためには、わかりやすさと手続きの透明性に配慮していく必要があります。そのため、次の取り組みを進めていきます。

都市計画の案の策定にあたっては、市民意向を把握し、意向・意見等を案に反映するための取り組みを段階に応じて、実施していきます。

都市計画の決定にあたっては、決定する内容や理由、スケジュールなどを広く、わかりやすく周知する機会を充実していきます。

具体的な取り組みは、次のとおりです。

- ・公聴会の促進
- ・パブリックコメント制度の導入
- ・市政モニター制度の活用 など

(5) 国や県等との連携

行政機関としては、市が主体的な役割を担ってまちづくりを進めることが基本ですが、市単独では人員・財源などの制約もあり、十分なまちづくりの実施が困難なものと考えられます。

そのため、国や宮城県等の関係行政機関に対して、各種の補助・助成による支援や事業主体となって関与することなどの要望を必要に応じて行っていきます。また、既存の制度の拡充や創設なども併せて要望していくことに努めます。